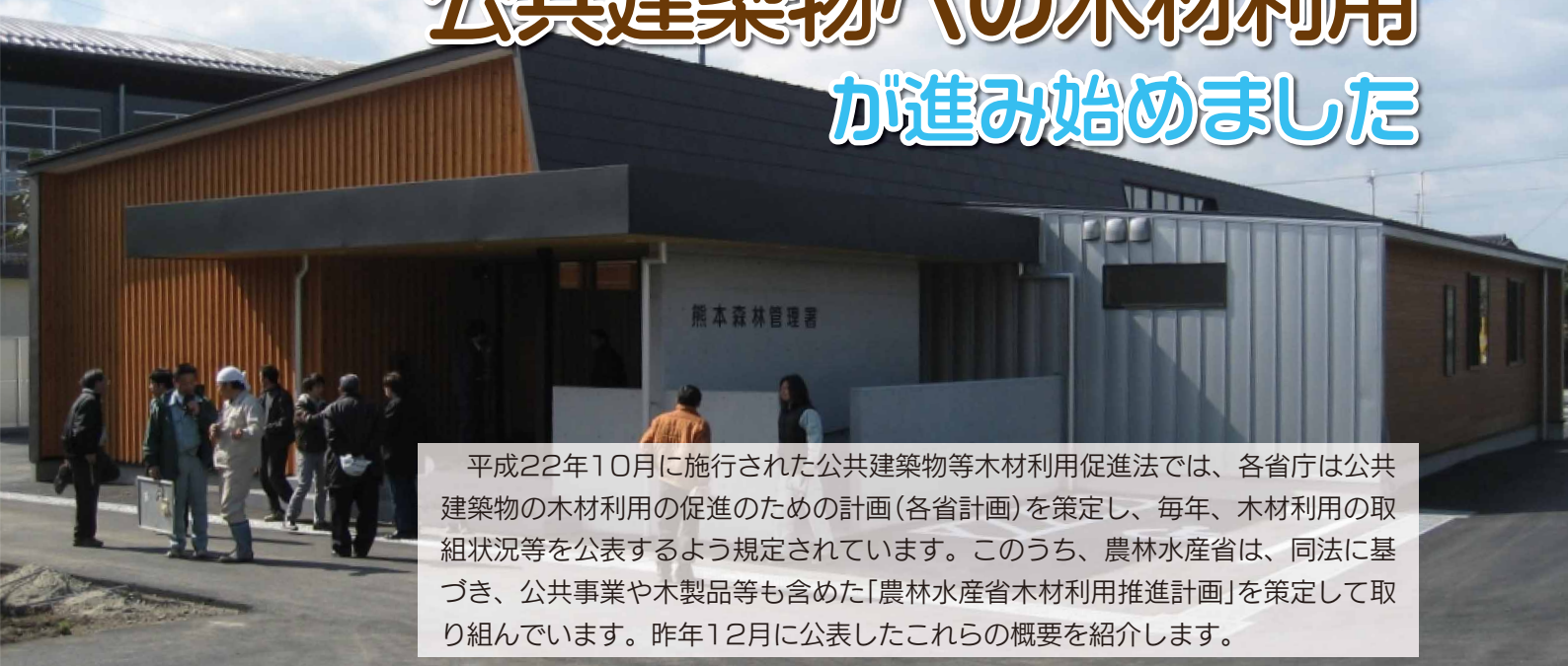


公共建築物への木材利用 が進み始めました



熊本森林管理署（外観）

平成22年10月に施行された公共建築物等木材利用促進法では、各省庁は公共建築物の木材利用の促進のための計画(各省計画)を策定し、毎年、木材利用の取組状況等を公表するよう規定されています。このうち、農林水産省は、同法に基づき、公共事業や木製品等も含めた「農林水産省木材利用推進計画」を策定して取り組んでいます。昨年12月に公表したこれらの概要を紹介します。

1 国の機関全体の取組

庁舎等の木造化は、各省計画策定後の平成23年度に国土交通省(税関支署、植物防疫所等)、農林水産省(森林事務所、動物検疫所施設等)、環境省(国立公園内休憩所、公衆トイレ等)等で計画されています。また、内装木質化は、参議院事務局(庁舎)、法務省(地方検察庁庁舎等)、厚生労働省(療養施設)、防衛省(宿舍等)で計画されています。

なお、各省計画は22機関中19機関、都道府県方針は35都道府県、市町村方針は81市町村が策定済みです(平成23年12月1日現在)。

今後は、未策定の機関での計画策定や、木造化、木質化の更なる取組等を要請します。



横浜植物防疫所つくば園場 事務検査棟
(場所：茨城県つくば市) 完成イメージ

2 農林水産省の取組

平成22年度、庁舎等の木造化は新築工事のうち9割の28施設(18森林事務所等)、内装の木質化は新築改装工事のうち7割弱の30施設で実施されています。

分野ごとにとみると、公共事業では、土木工事における木材の使用は積極的に行われていますが、このうちの柵工、視線誘導標等では取組の遅れがみられます。

事務机等の木製品使用でも取組が遅れている一方、コピー用紙、名刺、カートカン等は部局により取組にバラつきがあります。

全般的には取組は進んでいると言えますが、今後は改めて木材利用の意義・必要性を周知徹底するとともに、取組の遅れている部局に対する林野庁からの助言、「間伐材を使用した製品」を単価契約物品に入れるなど契約面での対応等を実施します。

詳しくは林野庁ホームページをご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>



岐阜森林管理署（外観）